

市道打沢新道線整備事業 設計説明会

令和7年3月18日(火)

埴生公民館

①15:00~

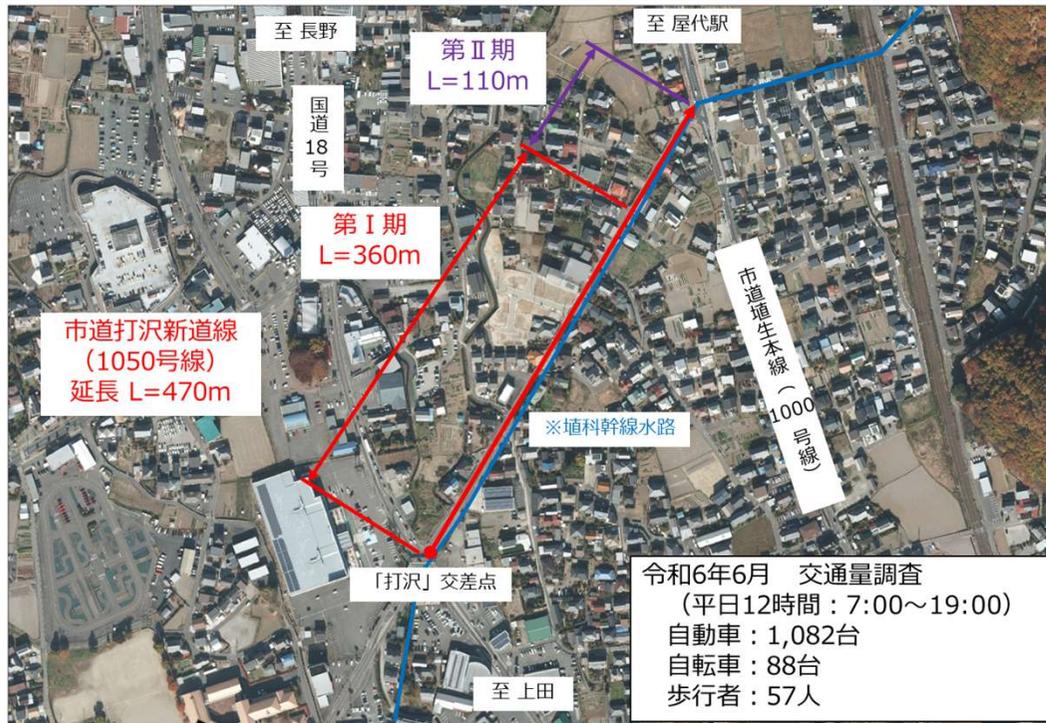
②19:00~



千曲市建設部道路河川課

(1)-1 市道打沢新道線の概要

(令和6年11月のオープンハウス資料)



現状の課題

- ・幅員が4.6m~10.2mとなっており狭い所では自動車のすれ違いが困難
- ・歩道が一部しかなく歩行者、自転車、自動車が混在し危険
- ・枝線との交差点における見通しの悪さ

事業完了時期

第Ⅰ期は令和15年度完了予定、第Ⅱ期は打沢屋代間の一重山を越える線形が確定し交差点形状が定まったところで事業着手を予定しています

※埴科幹線水路は長野県埴科郡土地改良区が所有し管理している農業用水路です。



① 歩道が途中で切れる



② 見通しの悪い交差点



③ 自動車のすれ違いが困難



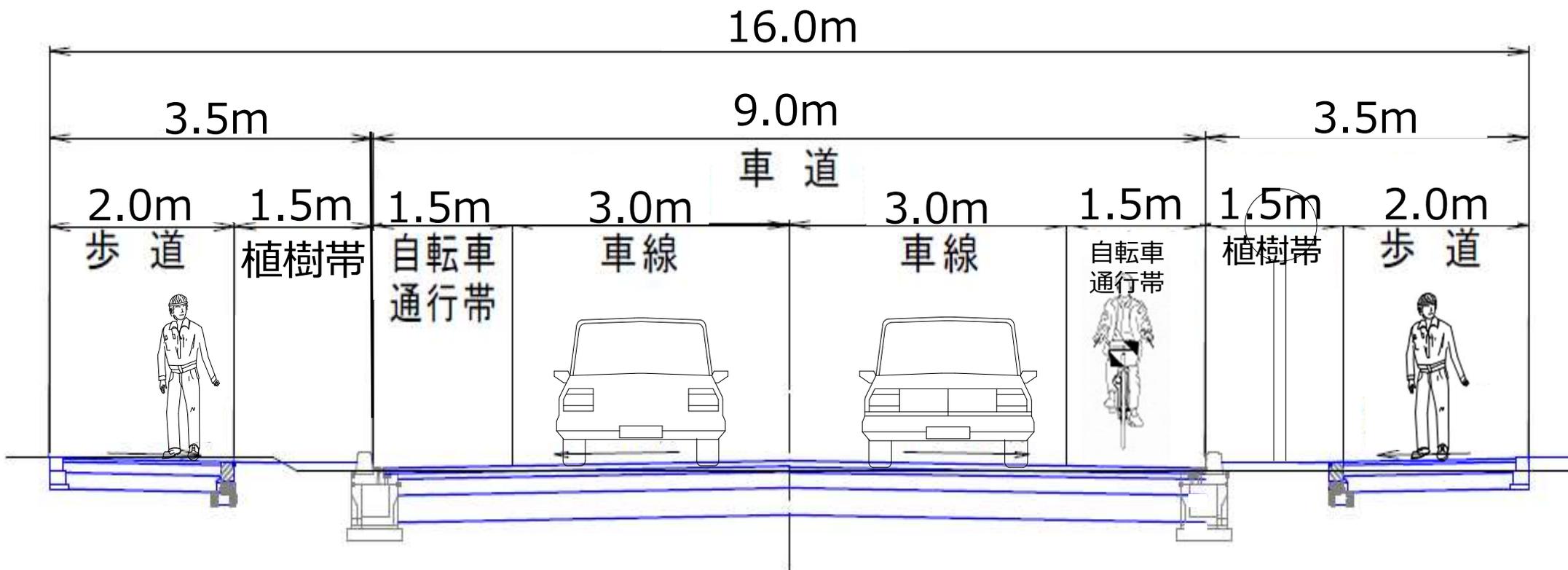
④ 自転車と自動車の混在



⑤ 路肩を歩く歩行者

計画道路 標準断面図

(参考)
市道植生本線 [(都)旧国道線] は全体幅員18.0m
車道3.0m、停車帯1.5m、
植樹帯1.0m、自転車歩行者道3.5m
新設の場合、自転車歩行者道は認められていません



歩道及び自転車通行帯を整備し、通勤・通学者の安全確保を図ります

(1)-3 市道打沢新道線の線形案(A~C)

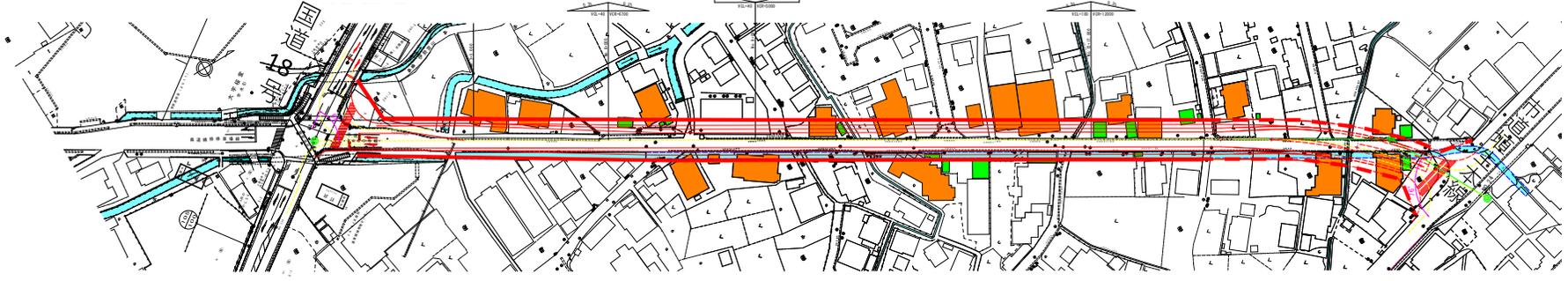
(令和6年11月のオープンハウス資料)

【ルート比較表(その1)】 路線名：市道打沢新道線 計画場所：千曲市大字小島・打沢・桜堂

○計画条件
 計画交通量 8,900台/日(精査中) 道路区分 第4種第2級
 設計速度V=40km/h 全幅員：W=16.0m

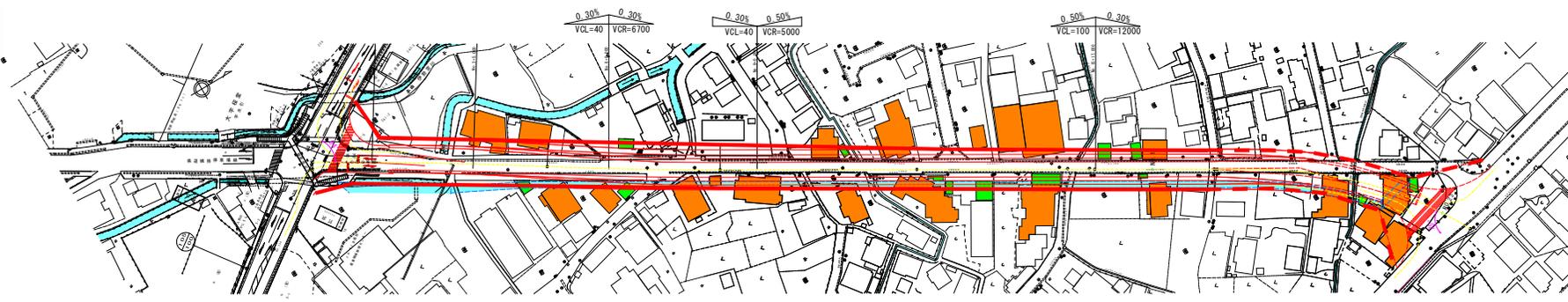
A案

○ルート概要：県道姨捨停車場線からの中心線の法線をそのまま延長させ、埴科幹線水路のスラブを新設・改修し、その上に新設道路の歩道を設置する案。



B案

○ルート概要：既設埴科幹線水路の南側にボックスを新設し水路を切り回し、その上に新設道路の歩道を設置し、その後既設水路を取り壊す案。



C案

○ルート概要：埴科幹線水路への影響を最小限とするため、県道姨捨停車場線からの中心線の法線を北側へ片押しシフトさせ、尚且つ埴科幹線水路を歩道内に占有させない案。



道路計画線にかかる建物(家屋・工場等) 道路計画線にかかる工作物(小屋等)

特徴

- ・北側へ多めに拡幅する線形。
- ・用地取得面積が少ない。
- ・今後、水路の修繕及び更新の際に道路を掘削しなければならない。
- ・交通荷重の影響により既設水路が損傷した場合、道路陥没等の危険性が考えられる。

特徴

- ・南北平等に拡幅する線形。
- ・用地取得面積が少ない。
- ・幹線水路を新設する必要がある。
- ・道路改良と同時期に躯体が更新されるため、当面の間は大規模な修繕や更新が不要である。

特徴

- ・北側へのみ拡幅する線形。
- ・用地取得面積が多い。
- ・幹線水路に影響がない。
- ・現在、水路の直上には家屋が建築されている部分がある。
- ・交差点付近がカーブとなる。

(1)-4 市道打沢新道線の線形比較

(令和6年11月のオープンハウス資料)

	A 案	B 案	C 案
断面図			
道路構造	道路延長 L=480m 最小曲線半径 Rmin=160m 曲線数=1 最急縦断勾配 I=2.91%	道路延長 L=470m 最小曲線半径 Rmin=160m 曲線数=3 最急縦断勾配 I=2.9%	道路延長 L=490 m 最小曲線半径 Rmin=160m 曲線数=4 最急縦断勾配 I=2.0%
周辺家屋への影響	○用地取得面積が少ない。 ○影響する家屋は 19 軒、小屋は 16 軒。	○用地取得面積が少ない。 ○影響する家屋は 22 軒、小屋は 13 軒。	○用地取得面積が多い。 ○影響する家屋は 19 軒、小屋は 17 軒。
埴科幹線水路との関係性	【施工時】 道路改良の際、幹線水路の補強又は車道部との離隔が必要となる。 【維持管理】 幹線水路の老朽化に伴う維持修繕・更新が必要である。 今後、幹線水路の大規模修繕及び更新の際に道路を掘削しなければならない。	【施工時】 道路改良の際、幹線水路を新設する必要がある。 【維持管理】 幹線水路の老朽化に伴う維持修繕・更新が必要である。 道路改良と同時期に幹線水路が新設されるため、当面の間は大規模な修繕や更新が不要である。	【施工時】 道路改良の際、幹線水路に影響がない。 【維持管理】 幹線水路の老朽化に伴う維持修繕・更新が必要である。 現在、幹線水路の上部には家屋が建築されている部分がある。
交通への影響	・横断歩道橋取付部においては、歩道幅員が不足することから、拡幅が必要となる。 ・交通荷重の影響によって既設幹線水路が損傷した場合、道路陥没等の危険性が考えられる。	横断歩道橋取付部においては、歩道幅員が不足することから、拡幅が必要となる。	国道18号交差点部において県道からの法線を北側にシフトさせるため、交差点付近がカーブとなる。

(1)-5 オープンハウス等による意向調査の結果

- (1) 市道打沢新道線整備事業に関するオープンハウス
- ・開催日：令和6年11月22日（金）・23日（土）
 - ・来場者：11月22日 27組
11月23日 20組
- 後日、沿線欠席者に説明資料及び意向調査票を配布

(2) Q:どの案(線形)が最も適切だと思われましたか？【沿線土地所有者 33 件】 回答率 94%

	件	割合
A 案	1	3%
B 案	10	32%
C 案	7	23%
わからない	6	19%
皆に合わせる	2	6%
A 又は B	1	3%
A 又は C	3	10%
計画に反対	1	3%
合計	31	100%

(3) 各案に関するご意見

- A案
 - ・無し。
- B案
 - ・地域がうまく合意する案が良い。
 - ・地域が落ち着く感じがする。
- C案
 - ・片側に寄せると地域に遺恨を残してしまう。
 - ・打沢交差点が変則的な形状となり事故が懸念される。



(1)-6 線形の検討

○線形の検討にあたり参考としたご意見

- ・歩行者が安心して歩けるような整備を希望する。
- ・埴生本線との交差点は自動車の行き来がし易い形状が良い。



自転車通行帯を設け、歩行者と自転車を分離し歩道の幅を広く確保し、交差点は関係機関（公安委員会・国道事務所等）と協議を進め、スムーズな交通と安全に配慮します。

- ・安全確保のために早期完成を希望する。
- ・影響する家屋が少ない方が良い。



工期がなるべく短期間となり、家屋への影響や事業費の低減に配慮した線形とします。

- ・埴科幹線水路は昭和40年頃建設され老朽化していると思われるので扱いをどうするか。
- ・幹線水路を改修、補強により陥没を防いでいただきたい。



埴科郡土地改良区と協議を進め、本工事に併せ幹線水路を更新することも視野に入れ安全に配慮した設計を進めます。

(1)-6 線形の検討

○線形の検討

A案（北側へ多めに拡幅する線形）
B案に比べ用地取得面積が多い。

B案（南北両側に拡幅する線形）
用地取得面積が少ないがA案に比べ影響する家屋が多い。→修正が必要

C案（北側へのみ拡幅する線形）
打沢交差点付近にカーブがあり安全性に若干欠ける。影響する家屋が多い。



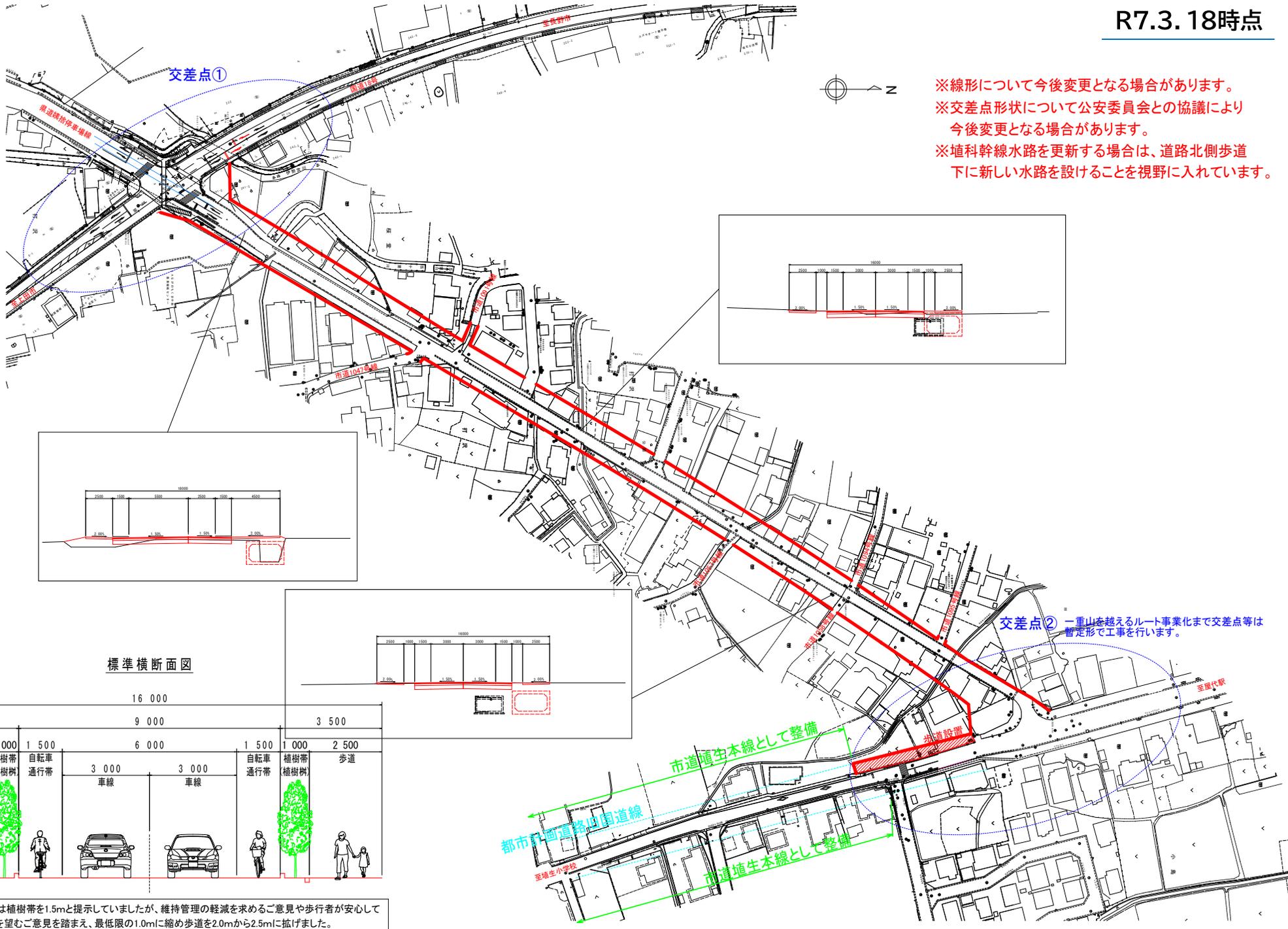
【検討結果】

影響する家屋を極力少なくすることにより、全体工期短縮と事業費の低減が図れるため、南北両側に拡幅する計画とします。

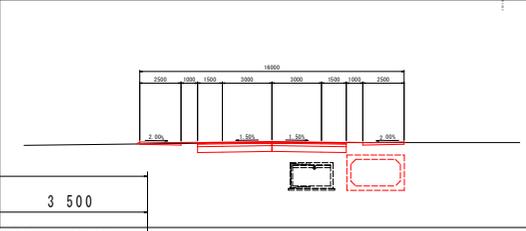
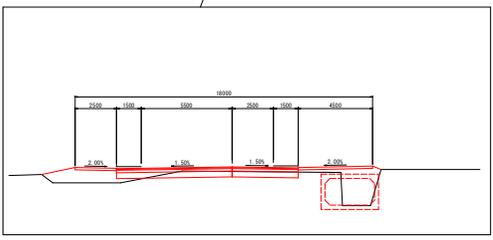
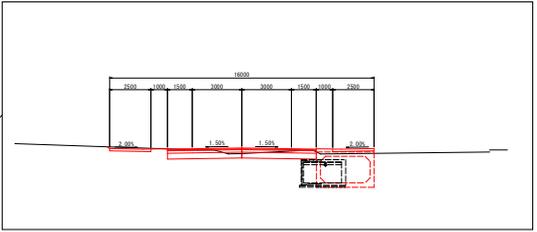
- スムーズな交通や安全性確保の観点から精査を行い、起点側(国道18号打沢交差点側)は県道姨捨停車場線の中心と打沢新道線の中心を合わせて直線としました。
- 中間部分ではB案の特徴である南北両側に拡幅する計画としました。
- 終点側(市道埴生本線側)はスムーズな交通や安全性確保の観点から右左折がし易い交差角をとるためやや南側へ寄せた計画としました。

(2)-1 最終線形案(B'案)

R7.3. 18時点



- ※線形について今後変更となる場合があります。
- ※交差点形状について公安委員会との協議により今後変更となる場合があります。
- ※埴科幹線水路を更新する場合は、道路北側歩道下に新しい水路を設けることを視野に入れてます。



標準横断面図

3 500		16 000				3 500	
2 500	1 000	1 500	9 000		1 500	1 000	2 500
歩道	植樹帯 植樹樹	自転車 通行帯	6 000		自転車 通行帯	植樹帯 植樹樹	歩道
			3 000	3 000			
			車線	車線			

オープンハウスでは植樹帯を1.5mと提示していましたが、維持管理の軽減を求めるご意見や歩行者が安心して歩けるような整備を望むご意見を踏まえ、最低限の1.0mに縮め歩道を2.0mから2.5mに拡げました。

(3)-1 今後の予定①



路線測量：道路や周辺土地の起伏（高さ）等の現地の状況を測量します。

詳細設計：路線測量結果を基に詳細な道路線形、縦断・横断勾配計画を決定し、道路及び側溝などの工作物の詳細な配置、設計を行い、工事に必要な設計図を作成します。

用地測量：詳細設計により道路用地として必要な用地範囲を測量し、土地所有者及び敷地隣接者の方々と現地で立会を行い、境界確認の後、敷地面積の確定及び道路用地面積の確定を行います。

補償調査等：移転対象となる物件（家・工作物・樹木等）の調査を実施します。調査結果に基づき補償額を算定します。土地の単価についても**土地評価**を実施し算定します。算定後、「土地単価の説明会」を開催し、代替地のご要望等の確認を行います。

契約締結：用地面積及び補償額の確認、税控除の説明、所有権移転の時期の説明を行い、契約書に署名・捺印いただきます。

※補償物件の撤去・移転は所有者の方に実施していただきます。

登記手続き：登記書類一式を法務局に提出します。手続きは市で負担いたします。

工事説明会：工事概要、工期、工程、通行制限、施工業者等、工事の詳細を説明します。工事開始前に「工事説明会」を行う予定です。

工事施工：土木、構造物、舗装等の施工をします。

(3)-1 今後の予定②

市道打沢新道線道路改良事業 事業計画(案)								
路線名	事業項目	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
市道打沢新道線	1 地形測量・概略調査	→		概略設計説明会	詳細設計説明会			
	2 測量設計・地質調査		●		○			
	3 用地測量・土地評価・物件補償調査					→		
	4 用地取得・物件移転補償					○	→	
	5 道路改良工事							
路線名	事業項目	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)		
市道打沢新道線	1 地形測量・概略調査							
	2 測量設計・地質調査							
	3 用地測量・土地評価・物件補償調査							
	4 用地取得・物件移転補償	→						
	5 道路改良工		○	→				

※一重山を越えるルートの説明会は、令和7年秋以降（10月を目標）として屋代・埴生公民館での説明を予定しております。なお、詳細設計説明会の際に同様の説明を行う予定です。

問い合わせ先

千曲市 建設部 道路河川課 SIC・一重山線整備係
TEL : 026-273-1111 (内線3205・3206・3207)